固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧

縦覧

納税者は、自己所有以外の土地または家屋の評価額(所有者の情報を除く)を縦覧することができます。

縦覧の趣旨	自己の土地·家屋と、他の土地·家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度		
縦覧期間	4月1日から4月30日まで 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)		
縦覧対象者と 縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧範囲	記載事項
	固定資産税の土地の納税者 (代理人または納税管理人)	土地価格等縦覧帳簿	所在(地番)·地目·地積·価格
	固定資産税の家屋の納税者 (代理人または納税管理人)	家屋価格等縦覧帳簿	所在·家屋番号·種類·構造· 床面積·価格
縦覧に必要なもの	・納税通知書または課税明細書 ・印かん ・運転免許証など本人と確認できるもの ※代理人は上記のほかに、委任状または承諾書の提出も必要となります。		
審査申出期間	固定資産課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から、納税通知書の交付を受けた日後60日まで ※固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合においては、上記の期間内に固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。		

閲覧

納税者は、固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について、一年を通して閲覧するこ とができます。また、借地人・借家人等は借りている土地・家屋の閲覧をすることができます。

閲覧期間	4月1日より通年 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)		
閲覧対象者と 閲覧範囲	閲覧対象者	閲覧範囲	
	①固定資産の所有者	所有している固定資産	
	②土地を有償で借りている	借りている土地	
	③家屋を有償で借りている	借りている家屋及びその敷地である土地	
	④固定資産の処分をする権利を有する 一定の人	権利を有する固定資産	
閲覧に必要なもの	・納税通知書または課税明細書 ・印かん ・運転免許証など本人と確認できるもの・「閲覧対象者」の②③④に該当する人は、それらを証するもの(賃貸借契約書等)※代理人は上記のほかに、委任状または承諾書の提出も必要となります。		
閲覧手数料	1回につき200円(ただし、縦覧期間中の閲覧は無料)		

※縦覧・閲覧の場所は共に税務課窓口となります。

569123 ▶問い合わせ先=税務課 資産税係

行います。

差押処分

押財産の公売・取立を行います。 す。差押後も納付されない場合、差与、自動車などの差押えを行いま不動産・預貯金や生命保険、給 問い合わせ先=税務課 納税係

対し調査を行います。 給与調査 勤務先に対し給与の調査を行い

財産調査 金融機関、保険会社、通信機関等に 滞納者の財産について、官公署

電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を に対し、督促状・催告書等の送付、 納税催告 納期限を過ぎても納付がない方

納税相談 な取組みを行っています】

が困難な方の相談を受け付けてい町税等を納期限内に納めること

保を図るため、3月~5月を「市町 村税滞納ぼく滅月間2015」とし て、栃木県との協働により、全県下 【町では税収確保に向け、次のよう 斉に徴収の強化に取り組みます。 全県下一斉の取組 町では、納税の公平と税収の

〜あなたの税が未来を拓く〜ぼく滅月間2015市町村税滞納

付が困難な学生は

日本国内にお住まいの2歳から6歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられてい

な場合は、「学生納付特例制度」という、在学中の保険料の納付が猶予される制度が利用できます 学生の方であっても加入の手続きは必ず必要です。ただし、20歳以上の学生の方で保険料の納付が困難

対象となる方

理由がある方。

理由がある方。

で、学生納付特例を受けようとに在学する学生等で、学生納付特例を受けようとに在学する学生等で、学生納付特例を受けようと育法で規定されている修業年限が一年以上の課程)校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(学校教校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(学校教

さい。 ます。詳しくは年金事務所にお問い合わせくだ ※なお、一部の海外大学の日本分校も対象になり

所得のめやす

0た額以下 118万円+(扶養親族等の数×38万円)で計算

「納付」「学生納付特例」「未納」の違い

れば、古い期間から順に納付が可能です。ますが、年金額には反映されません。10年以内であ特例を受けた期間は、この受給資格期間に含まれ(300月)あることが必要となります。学生納付保険料納付期間と免除期間があわせて最低25年老齢基礎年金を受け取るためには、原則として老齢基礎年金を受け取るためには、原則として

ださい。

ださい。

ださい。

ださい。

ださい。

にはる場合、20歳以降の申請日前に生め」となっている場合、20歳以降の申請日前に生め」となっている場合、20歳以降の申請日前に生め」となっている場合、20歳以降の申請が遅れて「未ますのでご注意ください。又、申請が遅れて「未ますのでご注意ください。

ださい。

●申請先=役場 保険課の窓口又は年金事務所

印かん 証(写し)又は在学証明書(原本)、必要なもの=年金手帳、在学期間がわかる学生

▼問い合わせ先=

- 宇都宮西年金事務所
- 008(600)4081
- 保険課 高齢者年金係



国民健康保険

やめたときは届出が必要です職場の健康保険に加入したとき、

活課で手続きをお願いします。で、14日以内に次のものを持参のうえ、住民生喪失した日まで遡って課税されたりしますのれたままになったり、職場の健康保険の資格を届出が遅れると、国民健康保険税が課税さ

「職場の健康保険に加入したとき」

届出に必要なもの

- ·国民健康保険被保険者証
- ・職場の健康保険証

入するとき】 【職場の健康保険をやめて、国民健康保険に加

届出に必要なもの

- 証明書、退職証明書など) ・職場の健康保険をやめた証明書(資格喪失
- ▼問い合わせ先=保険課 国保係